

新 旧 対 照 表  
新 旧

高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領（抜粋）

高知県公立高等学校等就学支援金事務処理要領（抜粋）

第1条～第12条（略）

第1条～第12条（略）

（受給資格の認定等）

（受給資格の認定等）

第13条 就学支援金の支給を受けようとする生徒は、様式1の2による受給資格認定申請書（以下この条において「申請書」という。）に家計急変事由を証明する書類（以下「事由証明書類」という。）を添えて、学校長等に提出しなければならない。

第13条 就学支援金の支給を受けようとする生徒は、様式1の2による受給資格認定申請書（以下この条において「申請書」という。）に家計急変事由を証明する書類（以下「事由証明書類」という。）を添えて、学校長等に提出しなければならない。

2（略）

2（略）

3 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、家計急変事由について審査（以下「1次審査」という。）を行い、認定又は不認定を決定した上で、様式5又は54により学校長等に通知するものとする。

3 教育委員会は、前項の規定による申請書の提出があったときは、家計急変事由について審査（以下「1次審査」という。）を行い、認定又は不認定を決定した上で、様式5又は5の2により学校長等に通知するものとする。

4～8（略）

4～8（略）

（収入回復届出）

（収入回復届出）

第14条 特例受給権者は、保護者等の再就職等により、収入要件を満たさなくなったときは、様式53による収入回復届出書及び様式1による収入状況届出書（以下「届出書」という。）に収入が回復したことを証明する書類を添えて、学校長等に提出しなければならない。

第14条 特例受給権者は、保護者等の再就職等により、収入要件を満たさなくなったときは、様式55による収入回復届出書及び様式1による収入状況届出書（以下「届出書」という。）に収入が回復したことを証明する書類を添えて、学校長等に提出しなければならない。

第15条～第31条 (略)

附 則 (略)

(経過措置) (略)

附 則 (略)

(経過措置) (略)

附 則 (略)

(経過措置) (略)

#### 附 則

この要領は、令和6年6月17日から施行し、同年4月1日から適用する。

#### (経過措置)

1 この要領の施行の際現にあるこの要領による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、この要領による改正後の様式によるものとみなす。

第15条～第31条 (略)

附 則 (略)

(経過措置) (略)

附 則 (略)

(経過措置) (略)

附 則 (略)

(経過措置) (略)

2 この要領の施行の際現にある旧様式による用紙については、当  
分の間、これを取り繕って使用することができる。

(削除)

様式5の2

文 書 番 号  
令和 年 月 日

〇〇市立〇〇高等学校

高知県教育委員会

高等学校等就学支援金（家計急変支援制度）の一次審査の認定について

貴高等学校に在学する生徒に係る高等学校等就学支援金（家計急変支援制度）の一次審査について、別添のとおり認定しましたので通知します。

ついては、二次審査に移行しますので、二次審査に必要な書類の提出について、在学する生徒に通知していただくよう、お願いいたします。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

(削除)

様式 5 の 2 (別添 3)

家計急変支援制度 (一次審査) 認定生徒一覧

国公私	学校種・課程等	支給開始年月
学校名		

通し番号	生徒氏名	生年月日	備考
計	名		

様式 6

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇市長

〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり認定されましたのでお知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の受給資格について、次のとおり認定されました。

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 認定番号             | 20-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者            | 文科 太郎            |
| 3 在籍高等学校等          | 〇〇高等学校           |
| 4 学校種・課程等の別        | 高等学校（〇〇制）        |
| 5 高等学校等の設置者（代理受領者） | 〇〇市              |
| 6 高等学校等就学支援金支給者    | 高知県教育委員会         |
| 7 認定年月             | 令和〇年〇月           |

あなたに支給される高等学校等就学支援金は、上記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

上記内容は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第5条の規定により、各月の初日に上記の高等学校等に在籍している場合に限り支給します。

【留意事項】

高等学校等就学支援金の受給資格認定通知を、複数受け取った場合（他の都道府県から受け取った場合を含む）には、支給手続きを再確認する必要がありますので、以下の担当まで連絡してください。

様式 6

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇市長

〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり認定されましたのでお知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づき、高等学校等就学支援金の受給資格について、次のとおり認定されました。

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 認定番号             | 20-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者            | 文科 太郎            |
| 3 在籍高等学校等          | 〇〇高等学校           |
| 4 学校種・課程等の別        | 高等学校（〇〇制）        |
| 5 高等学校等の設置者（代理受領者） | 〇〇市              |
| 6 高等学校等就学支援金支給者    | 高知県教育委員会         |
| 7 認定年月             | 令和〇年〇月           |

あなたに支給される高等学校等就学支援金は、上記の学校設置者が代理受領し、あなたが納めるべき授業料に充当します。

上記内容は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第5条の規定により、各月の初日に上記の高等学校等に在籍している場合に限り支給します。

【留意事項】

高等学校等就学支援金の受給資格認定通知を、複数受け取った場合（他の都道府県から受け取った場合を含む）には、支給手続きを再確認する必要がありますので、以下の担当まで連絡してください。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

【収入の修正申告や税額の更正決定があった場合の対応について】

収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格認定申請書又は収入状況届出書に更正通知書等を添付して提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必要書類の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

様式7

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇市長

〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

所得要件等を満たさないため。  
※課税情報の更新等により、所得要件等を満たすこととなる場合には、就学支援金の受給が可能となります(課税情報の更新は、毎年6月～7月頃行われます)。受給するには、再度、受給資格認定の申請が必要です。

【審査請求について】

1 この**処分**に不服がある場合には、この**処分**があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この**処分**があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この**処分**の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

審査請求を行う前に、この**処分**に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省**初等中等教育局高校修学支援室**まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局**高校修学支援室**  
電話 03(5253)4111(代表)

2 この**処分**については、**上記1の審査請求のほか**、この**処分**があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この**処分**があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この**処分**の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する**裁決**があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する**裁決**があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該**裁決**の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

様式7

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇市長

〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格認定について

高等学校等就学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律第4条の規定に基づく貴殿からの申請については、下記の理由により却下されました。

(理由)

所得要件等を満たさないため。  
※課税情報の更新等により、所得要件等を満たすこととなる場合には、就学支援金の受給が可能となります(課税情報の更新は、毎年6月～7月頃行われます)。受給するには、再度、受給資格認定の申請が必要です。

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省修学支援・教材課まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局修学支援・教材課  
電話 03(5253)4111(代表)

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する**裁決**があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する**裁決**があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該**裁決**の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

3 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

4 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

**【収入の修正申告や税額の更正決定があった場合の対応について】**

収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格認定申請書又は収入状況届出書に更正通知書等を添付して提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。

様式 1 2

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇市長  
〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について

高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 認定番号             | 20-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者            | 文科 太郎            |
| 3 在籍高等学校等の名称       | 〇〇高等学校           |
| 4 学校種・課程等の別        | 高等学校（〇〇制）        |
| 5 高等学校等の設置者（代理受領者） | 〇〇市              |
| 6 高等学校等就学支援金支給者    | 高知県教育委員会         |
| 7 受給資格消滅理由         | 転学による            |
| 8 在学期間             | 〇年〇月 ～ 〇年〇月      |
| 9 支給停止期間           | 〇年〇月 ～ 〇年〇月      |
| 10 残支給月数           | 〇月               |
| 11 履修単位数           | 〇単位              |
| 12 残支給単位数          | 〇単位              |
| 13 受給資格消滅時の適用制度    | 現行制度（平成26年4月改正後） |

様式 1 2

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇市長  
〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について

高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたので、お知らせします。

記

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 認定番号             | 20-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者            | 文科 太郎            |
| 3 在籍高等学校等の名称       | 〇〇高等学校           |
| 4 学校種・課程等の別        | 高等学校（〇〇制）        |
| 5 高等学校等の設置者（代理受領者） | 〇〇市              |
| 6 高等学校等就学支援金支給者    | 高知県教育委員会         |
| 7 受給資格消滅理由         | 転学による            |
| 8 在学期間             | 〇年〇月 ～ 〇年〇月      |
| 9 支給停止期間           | 〇年〇月 ～ 〇年〇月      |
| 10 残支給月数           | 〇月               |
| 11 履修単位数           | 〇単位              |
| 12 残支給単位数          | 〇単位              |
| 13 受給資格消滅時の適用制度    | 新制度（平成26年4月改正後）  |

**【審査請求について】**

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

審査請求を行う前に、この処分に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話番号 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省初等中等教育局高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局高校修学支援室  
電話 03（5253）4111（代表）

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高知県を被告として（訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

3 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

4 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

**【収入の修正申告や税額の更正決定があった場合の対応について】**

収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格認定申請書又は収入状況届出書に更正通知書等を添付して提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必要書類の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

様式 1 3

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇市長  
〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について

高等学校等就学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律に定める所得制限に係る要件に該当することとなったため、令和 年 月～令和 年 月分の高等学校等就学支援金については、支給しないこととなりました。

なお、令和 年 7 月分以降の高等学校等就学支援金について、所得制限に係る要件に該当しなくなった場合は、再度支給されることとなりますので、令和 年 7 月時における受給資格認定に係る申請は、必ず行うようにしてください。

1 認定番号	20-001-0001-1001
2 支給対象者	文科 太郎
3 在籍高等学校等の名称	〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別	高等学校（〇〇制）
5 高等学校等就学支援金支給者	高知県教育委員会

【審査請求について】

1 この処分不服がある場合には、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

審査請求を行う前に、この処分に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省初等中等教育局高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局高校修学支援室  
電話 03(5253)4111(代表)

様式 1 3

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇市長  
〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の受給資格の消滅について

高等学校等就学支援金の受給資格について、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

高等学校等就学支援金の支給に関する法律に定める所得制限に係る要件に該当することとなったため、令和 年 月～令和 年 月分の高等学校等就学支援金については、支給しないこととなりました。

なお、令和 年 7 月分以降の高等学校等就学支援金について、所得制限に係る要件に該当しなくなった場合は、再度支給されることとなりますので、令和 年 7 月時における受給資格認定に係る申請は、必ず行うようにしてください。

1 認定番号	20-001-0001-1001
2 支給対象者	文科 太郎
3 在籍高等学校等の名称	〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別	高等学校（〇〇制）
5 高等学校等就学支援金支給者	高知県教育委員会

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室  
電話 03(5253)4111(代表)

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

4 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

**【収入の修正申告や税額の更正決定があった場合の対応について】**

収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格認定申請書又は収入状況届出書に更正通知書等を添付して提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必要書類の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

様式 19

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇市長  
〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の支払の一時差止めについて

高等学校等就学支援金の支払の一時差止めについて、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

保護者等の収入の状況に関する事項について届出がなされなかったことにより、あなたに対する高等学校等就学支援金の支払が一時差し止められることとなりました。

1 認定番号	14-001-0001-1001
2 支給対象者	文科 太郎
3 在籍高等学校等の名称	〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別	高等学校（〇〇制）
5 支払が差し止められる就学支援金の支給月	〇年 7月 ～ 〇年 6月

【審査請求について】

1 この処分<sup>※</sup>に不服がある場合には、この処分<sup>※</sup>があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この処分<sup>※</sup>があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この処分<sup>※</sup>の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

審査請求を行う前に、この処分<sup>※</sup>に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省初等中等教育局高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。  
文部科学省初等中等教育局高校修学支援室  
電話 03（5253）4111（代表）

様式 19

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

〇〇市長  
〇〇 〇〇

高等学校等就学支援金の支払の一時差止めについて

高等学校等就学支援金の支払の一時差止めについて、高知県教育委員会より下記のとおり通知がありましたのでお知らせします。

記

保護者等の収入の状況に関する事項について届出がなされなかったことにより、あなたに対する高等学校等就学支援金の支払が一時差し止められることとなりました。

1 認定番号	14-001-0001-1001
2 支給対象者	文科 太郎
3 在籍高等学校等の名称	〇〇高等学校
4 学校種・課程等の別	高等学校（〇〇制）
5 支払が差し止められる就学支援金の支給月	〇年 7月 ～ 〇年 6月

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

まず、審査請求を行う前に、却下に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。  
文部科学省初等中等教育局財務課高校修学支援室  
電話 03（5253）4111（代表）

2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

4 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

#### 【収入の修正申告や税額の更正決定があった場合の対応について】

収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格認定申請書又は収入状況届出書に更正通知書等を添付して提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必要書類の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)。ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6月以内であっても、当該裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

様式 2 3

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

高知県教育委員会

高等学校等就学支援金の支給の停止について

高等学校就学支援金の支給に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第10条第1項の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給を一時停止しましたので、下記のとおり通知します。

なお、支給を停止する理由がやんだ場合には学校設置者を通じて、再度申し出てください。

記

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 認定番号             | 20-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者            | 文科 太郎            |
| 3 在籍高等学校等の名称       | 〇〇高等学校           |
| 4 学校種・課程等の別        | 高等学校（〇〇制）        |
| 5 高等学校等の設置者（代理受領者） | 〇〇市              |
| 6 支給期間             | 〇年〇月 ～ 〇年〇月      |
| 7 支給停止期日           | 〇年〇月             |

【収入の修正申告や税額の更正決定があった場合の対応について】

収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格認定申請書又は収入状況届出書に更正通知書等を添付して提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必要書類の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

様式 2 3

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

高知県教育委員会

高等学校等就学支援金の支給の停止について

高等学校就学支援金の支給に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第10条第1項の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給を一時停止しましたので、下記のとおり通知します。

なお、支給を停止する理由がやんだ場合には学校設置者を通じて、再度申し出てください。

記

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 認定番号             | 20-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者            | 文科 太郎            |
| 3 在籍高等学校等の名称       | 〇〇高等学校           |
| 4 学校種・課程等の別        | 高等学校（〇〇制）        |
| 5 高等学校等の設置者（代理受領者） | 〇〇市              |
| 6 支給期間             | 〇年〇月 ～ 〇年〇月      |
| 7 支給停止期日           | 〇年〇月             |

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

様式 27

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

高知県教育委員会

高等学校等就学支援金の支給の再開について

高等学校就学支援金の支給に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第10条第2項の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給を再開しましたので、下記のとおり通知します。

記

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 認定番号             | 20-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者            | 文科 太郎            |
| 3 在籍高等学校等の名称       | 〇〇高等学校           |
| 4 学校種・課程等の別        | 高等学校（〇〇制）        |
| 5 高等学校等の設置者（代理受領者） | 〇〇市              |
| 6 支給期間             | 〇年〇月 ～ 〇年〇月      |
| 7 支給停止期日           | 〇年〇月             |
| 8 支給再開期日           | 〇年〇月             |

【収入の修正申告や税額の更正決定があった場合の対応について】

収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格認定申請書又は収入状況届出書に更正通知書等を添付して提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必要書類の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

様式 27

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

高知県教育委員会

高等学校等就学支援金の支給の再開について

高等学校就学支援金の支給に関する法律第8条第1項及び同法施行規則第10条第2項の規定に基づき、高等学校等就学支援金の支給を再開しましたので、下記のとおり通知します。

記

- |                    |                  |
|--------------------|------------------|
| 1 認定番号             | 20-001-0001-1001 |
| 2 支給対象者            | 文科 太郎            |
| 3 在籍高等学校等の名称       | 〇〇高等学校           |
| 4 学校種・課程等の別        | 高等学校（〇〇制）        |
| 5 高等学校等の設置者（代理受領者） | 〇〇市              |
| 6 支給期間             | 〇年〇月 ～ 〇年〇月      |
| 7 支給停止期日           | 〇年〇月             |
| 8 支給再開期日           | 〇年〇月             |

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

様式 4 8

文 書 番 号  
令和 年 月 日

学校名  
受給権者 殿

〇〇市立〇〇高等学校長

高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書  
（ 年 月 ～ 年 月分）

高等学校等就学支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等就学支援金は、上記の学校設置者である都道府県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることになります。

記  
( )

1 支給決定額 \_\_\_\_\_円

2 支給決定額内訳

(単位：円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
( )	( )	( )	( )	( )	( )
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
( )	( )	( )	( )	( )	( )
4月分	5月分	6月分			
( )	( )	( )			

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況の変更や保護者等の状況の変更（家計急変者の収入状況の回復や保護者等変更等）により、変更となる場合があります。  
この場合においては、各種届出を行う必要があります。その結果、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上限に括弧書きで差額を示しています。
- ※ 平成26年4月以降に入学した非課税世帯の方の場合は、高等学校等就学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県や、生徒等が通っている高等学校等にお問い合わせください（生徒等が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。）。

様式 4 8

文 書 番 号  
令和 年 月 日

学校名  
受給権者 殿

〇〇市立〇〇高等学校長

高等学校等就学支援金支給決定（支給予定）通知書  
（ 年 月 ～ 年 月分）

高等学校等就学支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等就学支援金は、上記の学校設置者である都道府県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることになります。

記  
( )

1 支給決定額 \_\_\_\_\_円

2 支給決定額内訳

(単位：円)

4月分	5月分	6月分	7月分	8月分	9月分
( )	( )	( )	( )	( )	( )
10月分	11月分	12月分	1月分	2月分	3月分
( )	( )	( )	( )	( )	( )
4月分	5月分	6月分			
( )	( )	( )			

【注意事項】

- ※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況の変更や保護者等の状況の変更（家計急変者の収入状況の回復や保護者等変更等）により、変更となる場合があります。  
この場合においては、各種届出を行う必要があります。その結果、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。
- ※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上限に括弧書きで差額を示しています。
- ※ 平成26年4月以降に入学した非課税世帯の方の場合は、高等学校等就学支援金に加え、授業料以外の教育費を支援する「高校生等奨学給付金」の受給が可能です。申請されていない場合は、保護者等がお住まいの都道府県や、生徒等が通っている高等学校等にお問い合わせください（生徒等が通う学校のある都道府県ではなく、保護者等の住所がある都道府県から支給されます。）。

**【審査請求について】**

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

審査請求を行う前に、この決定に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当

電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省初等中等教育局高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局高校修学支援室

電話 03(5253)4111(代表)

2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

4 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

**【収入の修正申告や税額の更正決定があった場合の対応について】**

収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格認定申請書又は収入状況届出書に更正通知書等を添付して提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必要書類の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

様式 5 1

文 書 番 号  
令和 年 月 日

学校名  
受給権者 殿

〇〇市立〇〇高等学校長

高等学校等就学支援金変更支給決定（支給予定）通知書

令和 年 月 日付け 第 号で支給決定した高等学校等就学支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等就学支援金は、上記の学校設置者である都道府県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることになります。

記

- 1 既支給決定額 \_\_\_\_\_ 円  
( )
- 2 変更支給決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 変更支給決定額内訳

(単位：円)

4月分 ( )	5月分 ( )	6月分 ( )	7月分 ( )	8月分 ( )	9月分 ( )
10月分 ( )	11月分 ( )	12月分 ( )	1月分 ( )	2月分 ( )	3月分 ( )
4月分 ( )	5月分 ( )	6月分 ( )			

【注意事項】

※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況の変更や保護者等の状況の変更（家計急変者の収入状況の回復や保護者等変更等）により、変更となる場合があります。

この場合においては、各種届出を行う必要があります。その結果、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上段に括弧書きで差額を示しています。なお、各月で端数調整を行っているため、既に通知した額と相違がある場合があります。

様式 5 1

文 書 番 号  
令和 年 月 日

学校名  
受給権者 殿

〇〇市立〇〇高等学校長

高等学校等就学支援金変更支給決定（支給予定）通知書

令和 年 月 日付け 第 号で支給決定した高等学校等就学支援金については、高知県教育委員会より下記のとおり決定されましたのでお知らせします。

なお、あなたに支給される高等学校等就学支援金は、上記の学校設置者である都道府県があなたが納めるべき授業料に係る債権の弁済に充てることになります。

記

- 1 既支給決定額 \_\_\_\_\_ 円  
( )
- 2 変更支給決定額 \_\_\_\_\_ 円
- 3 変更支給決定額内訳

(単位：円)

4月分 ( )	5月分 ( )	6月分 ( )	7月分 ( )	8月分 ( )	9月分 ( )
10月分 ( )	11月分 ( )	12月分 ( )	1月分 ( )	2月分 ( )	3月分 ( )
4月分 ( )	5月分 ( )	6月分 ( )			

【注意事項】

※ この通知による支給決定額は支給対象期間における予定額であり、当該期間中の在籍状況の変更や保護者等の状況の変更（家計急変者の収入状況の回復や保護者等変更等）により、変更となる場合があります。

この場合においては、各種届出を行う必要があります。その結果、支給決定額が減額となるときは、所属する高等学校等に対して変更前と変更後の差額に相当する授業料を納付しなければならないことがあります。

※ 家計急変の申請により増額となった場合は、支給決定額及び支給決定額内訳の上段に括弧書きで差額を示しています。なお、各月で端数調整を行っているため、既に通知した額と相違がある場合があります。

**【審査請求について】**

1 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、文部科学大臣に対して審査請求をすることができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。)

審査請求を行う前に、この決定に至った事実関係について、下記都道府県担当者まで確認してください。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当

電話 〇〇(〇〇〇〇)〇〇〇〇

その上で、審査請求を行う場合は、文部科学省初等中等教育局高校修学支援室まで、審査請求の方法等についてお問い合わせください。

文部科学省初等中等教育局高校修学支援室

電話 03(5253)4111(代表)

2 この決定については、上記1の審査請求のほか、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、高知県を被告として(訴訟において高知県を代表する者は、公立学校については高知県教育委員会、私立学校については高知県知事となります。)、決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この決定の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

ただし、上記1の審査請求をした場合には、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、決定の取消しの訴えを提起することができます(なお、当該審査請求に対する裁判があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、当該裁判の日の翌日から起算して1年を経過した場合には、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。)

3 なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの決定(審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁判)があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや決定の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

4 審査請求の制度は、法律や政令、省令等で定められた基準に反して行われたと疑われる行政処分や、基準に適合した申請に対して処分がなされない不作為に対して申し出を行い、基準に適合する行政処分を行うように求めるための制度です。所得制限の基準額が妥当でないといった、法令で定められた制度そのものに対する申し出は審査請求の対象となりません。

**【収入の修正申告や税額の更正決定があった場合の対応について】**

収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額(課税標準額)又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される更正通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に受給資格認定申請書又は収入状況届出書に更正通知書等を添付して提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。必要書類の提出がなく、その後、課税所得等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

様式54

文 書 番 号  
令 和 年 月 日

〇〇高等学校 文科 太郎 殿

高知県教育委員会

高等学校等就学支援金（家計急変支援）の事由審査結果について

高等学校等就学支援金（家計急変支援）の家計急変事由について審査した結果、事由の要件を満たすものと認められましたのでお知らせします。

収入審査に移行しますので、収入証明書類等の提出など手続きを行ってください。

なお、高等学校等就学支援金（家計急変支援）を受給するには、収入審査においても要件を満たすものと認められる必要があります。

※上記の下線部分は、e-Shienを利用していない場合で、すでに必要な収入証明書類等の提出を受けている場合は不要であるので削除する。この注意書きも審査結果を示す際には削除する。

高知県教育委員会事務局〇〇課〇〇担当  
電話 〇〇（〇〇〇〇）〇〇〇〇

（新設）

年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金（家計急変支援）の収入回復届出書

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第11条第5項に基づき、家計急変者の収入状況が回復し、特例受給資格者に該当しないこととなったことを届け出ます。

◆次の事項を必ず確認の上、口にレ印を付けてください。

この届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

(注) 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな				
	氏名	姓			名
	住所	都道 府県			市区 町村
学校 (※)	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立			
		学校の種類・課程・学科：			
	学校の所在地	都道 府県			市区 町村
	学校設置者の名称				
	収入回復月 (当該月から家計急変支援 制度としての就学支援金は 支給されません)	年			月

収入回復月の保護者等の状況について、収入状況届出書（様式第1号）を併せて提出してください。  
収入回復月には、「高等学校等就学支援金（家計急変支援制度）における収入要件自己確認資料」を基に、該当する就学支援金の支給月を記入します。  
本届出書を提出した場合、収入回復月の前月末で特例受給資格者に該当しないこととなり、家計急変支援制度としての支援は終了となります。これにより当該月（収入回復月）から家計急変支援制度としての就学支援金は支給されません。なお、前年の課税情報によっては通常の就学支援金が支給される場合があります。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 学校受付日 年 月 日（学校において記入してください。）  
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

年 月 日

高知県教育委員会 殿

高等学校等就学支援金の収入回復届出書

高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第11条第5項に基づき、家計急変者の収入状況が回復し、特例受給資格者に該当しないこととなったことを届け出ます。

◆次の事項を必ず確認の上、口にレ印を付けてください。

この届出書の記載内容は、事実と相違ありません。

(注) 保護者による代筆も可能です。

生徒	ふりがな				
	氏名	姓			名
	住所	都道 府県			市区 町村
学校 (※)	学校の名称	国立 ・ 公立 ・ 私立			
		学校の種類・課程・学科：			
	学校の所在地	都道 府県			市区 町村
	学校設置者の名称				
	収入回復月 (当該月から家計急変支援 制度としての就学支援金は 支給されません)	年			月

収入回復月の保護者等の状況について、収入状況届出書（様式第1号）を併せて提出してください。  
収入回復月には、「高等学校等就学支援金（家計急変支援制度）における収入要件自己確認資料」を基に、該当する就学支援金の支給月を記入します。  
本届出書を提出した場合、収入回復月の前月末で特例受給資格者に該当しないこととなり、家計急変支援制度としての支援は終了となります。これにより当該月から家計急変支援制度としての就学支援金は支給されません。なお、前年の課税情報によっては通常の就学支援金が支給される場合があります。

※印の欄は、学校設置者において記入してください。 学校受付日 年 月 日（学校において記入してください。）  
備考 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式 56

令和 年 月 日

## 扶 養 誓 約 書

高知県教育委員会 殿

扶養者住所：

扶養者氏名：

以下の事項を必ず確認の上、全ての□にレ印及び必要事項を記入してください。

この誓約書の記載内容は、事実に相違ありません。

この誓約書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の懲役又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

私と下記の者は、健康保険法等における扶養者と被扶養者の関係と同等の関係にあることを誓約します。

対象生徒氏名 (被扶養者氏名)	
被扶養者との続柄 (注)	

(注) 扶養者から見た被扶養者との続柄を記載してください。

(新設)